警 報 発 令 時 の 対 応

関市立富野中学校

1．「警報」が発令された場合の休業及び登下校の原則

（１）生徒が登校する以前に「**暴風・大雨・洪水・特別警報**」が発令されている場合

①警報が解除されるまで家庭において待機させてください。

②始業時刻の２時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。

③始業時刻の２時間前から午前８時までに警報が解除された場合は、解除後２時間を経てから授業を開始します。（給食あり）

④午前８時から午前１１時までに解除された場合は午後からの授業とします。（給食なし）

＊通学が危険と思われる場合は、保護者の判断で登校を取り止め、学校に連絡してください。

⑤午前１１時を過ぎてから解除された場合は、学校は休業（休み）とします。

（２） 生徒が登校してから「**暴風・大雨・洪水・特別警報**」が発令された場合

①下校時刻までに警報が解除された場合は、下校時の気象状況（台風の位置、規模、強さ、速度等）、道路・交通状況等を判断し、生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合は、教師の見届けのもとでの下校とします。ただし、安全が確認できない場合は、学校待機とします。

②下校時刻になっても警報が解除されない場合は、学校待機とします。

③学校待機になった場合は、状況によっては保護者の方に「引き渡し」（お子様を学校まで引き取りに来ていただく）をお願いすることがあります。

（３） 警報が発令されてはいないが、発令が予想される場合

①気象状況（台風の位置、規模、強さ、速度等）、道路・交通状況等を判断し、校長が警報発令に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。

②校長が始業前に休業を決定した場合や授業を打ち切る場合は、すぐーる等によって確実に保護者の方へ連絡をします。

2．大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

（１）この場合も、他の警報に準じます（上記１と同じ扱い）が、関市内の降雪の状況は地域差が大きいため、登下校の危険、困難程度が少ない場合が多いです。そのため、大雪警報発令に限っては、即休業とはなりません。地域の状況、通学路の状況等により、異なりますので、学校と教育委員会が協議し、必要に応じてすぐーる等により、休業及び授業打ち切り等の連絡をいたします。

＊学校からの連絡がない場合でも、危険と思われるような場合は、保護者の判断で登校を取り止めるなどの安全への対応をお願いします。その旨、学校への連絡もお願いします。

3．南海トラフ地震臨時情報が発令、または震度5弱以上の地震が起こった場合

※別紙「**非常変災時（地震）における対応について**」をもとに対応する。

○ 携帯番号・勤め先等が変わった場合、電話番号を必ず担任まで連絡下さい。

令和６年９月

関市立富野中学校
保護者様

関市立富野中学校
校長　朝田　康裕

富野中学校　☎　０５７５－２９－０８７０

非常変災時（地震）における対応について

Ⅰ　富野地区で震度５弱以上を観測する地震が発生した場合の対応

１　登校前に発生した場合

（１）自宅又は安全を確保できる場所（安全な親類・知人宅や指定避難所など）に待機する。

（２）休校及び授業開始等については，学校周辺，通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後，「すぐーる」により連絡する。ただし「すぐーる」が使用できない場合には，上記（１）の状態を継続する。

※　上記（２）において授業が行われる場合であっても，道路の陥没，土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等，登校が困難な場合には登校には及ばない。→　学校に連絡してください。

２　登校途中に発生した場合

（１）地震発生を知った時点で自分の身が安全であるかを各自で判断し，以下の措置をとる。

（ア）直ちに安全な広い場所に避難する。

（イ）揺れが収まってから安全な方法で，自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。

（ウ）学校の方が安全であると判断した場合は登校し，学校待機とする。

（２）休校及び授業開始等については，学校周辺，通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後，「すぐーる」により連絡する。ただし「すぐーる」が使用できない場合には，上記（１）の状態を継続する。

（３）上記（１）の（ア）（イ）の措置がとられた場合，生徒は学校に連絡する。

３　登校後に発生した場合

（１）学校待機を原則とする。

（２）学校は，学校周辺，通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し，生徒が自宅又は安全を確保できる場所へ移動できると認めた場合，速やかに下校させる。その場合は「すぐーる」により保護者に連絡する。また生徒は，自宅又は安全を確保できる場所へ到着したら直ちに，学校に連絡する。なお，保護者に引き渡しすることもある。

（３）学校待機により下校時刻を変更する場合，「すぐーる」により学校から保護者へ連絡する。

※　「すぐーる」が使用できない場合には，学校待機を原則とする。

Ⅱ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

○本校所在地は土砂災害特別警戒区域外ですので、原則、休校とはなりませんが、必要と認めた場合は、全域又は地域を指定して、休校とする場合があります。

１　登校前に発表された場合　…　上記の１の（１）（２）に準ずる。
２　登校途中に発表された場合　…　上記の２の（１）～（３）に準ずる。
３　登校後に発表された場合　…　上記の３の（１）～（３）に準ずる。

Ⅲ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

安全に配慮しながら通常授業とするが，被害状況等により休校とする場合がある。その場合は「すぐーる」にて連絡する。また，授業が行われる場合であっても，以下に該当し，安全な場所での生活等のため，登校が困難な場合は、登校に及ばない。　→　学校に連絡してください。

・自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
・道路の陥没，土砂崩れ等により危険な場合
・自宅の耐震性が十分でない場合
・自宅が土砂災害特別警戒区域に立地している場合